

# 回 覧

## 中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送について

### 1. はじめに

現在、除染に伴う大量の除染除去土壌等が仮置場や住宅の敷地内等に保管されており、その早期の搬出が課題となっています。

環境省では、除去土壌等を安全に集中的に中間貯蔵施設に輸送するために「輸送基本計画」（2014年11月）を定めました。計画では除染除去土壌等を積込場を集積し中間貯蔵施設まで輸送する計画となっております。

このことから積込場（仮置場等含む）の整備が急務となっております。

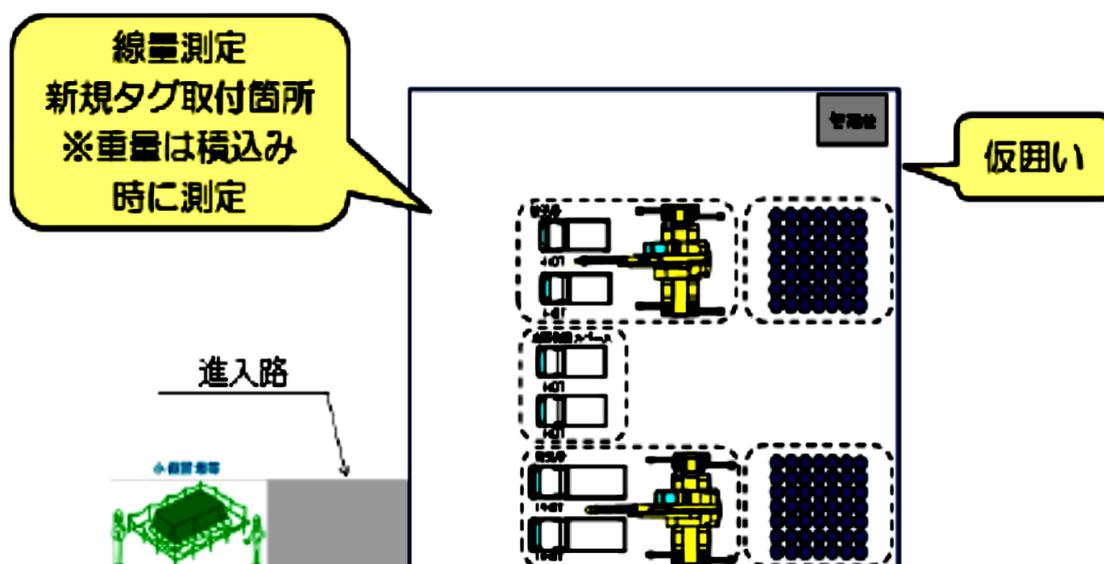
### 2. 積込場とは

積込場とは、除染除去土壌等を運搬する大型車両（10トンダンプトラック想定）への積込み・搬出が可能な場所のことです。

既存の仮置場に大型車両への積込作業ができる場合は、その仮置場を積込場として利用することも可能です。

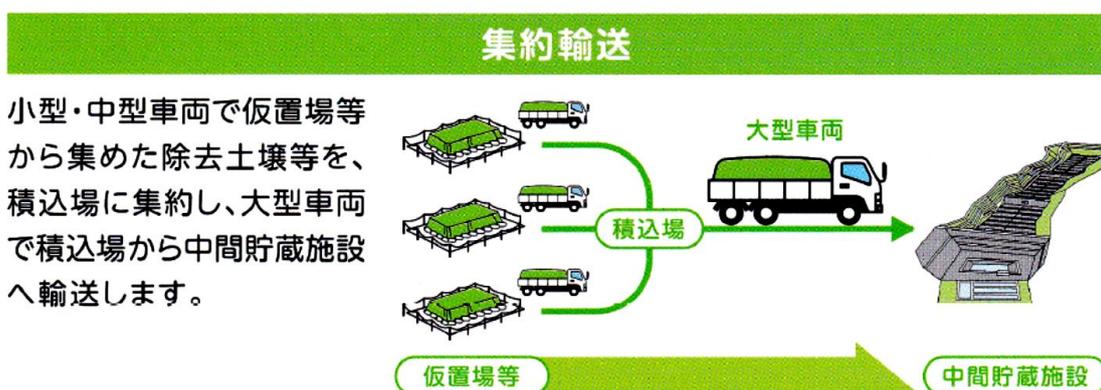
積込場では除去土壌等の積込作業や一時的な保管管理や線量測定等も行うことになるので敷地全体を仮囲いで覆う計画となっております。

### 【積込場の平面図の例】



### 3. 輸送の方法

除去土壌等の輸送は、既存の仮置場等を積込場として、中間貯蔵施設へ直接運ぶ「直行輸送」と、仮置場等から積込場まで運び、除去土壌等を集約して中間貯蔵施設へ輸送する「集約輸送」があります。



### 4. 今後の計画について

環境省では、本格的な輸送に先立ち、輸送手段の効率性や対策の効果の確認等を行なうため、1, 0 0 0 m<sup>3</sup>程度を輸送する「パイロット輸送」をおおむね1年程度実施します。

本格輸送が始まれば積込場が必要となることから、積込場造成とあわせ現場保管場所からの搬出作業を進めるための輸送計画を策定し、搬出順位や積込場設置場所の決定を行い短期間かつ円滑な輸送作業の実施に努めます。

一日も早い大玉村の復旧・復興のため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。